

平成 30 年 10 月作成

公共下水道を使用する
工場・事業場の皆様へ

特定施設等の届出の手引書

(下水道法・小松市公共下水道条例)

小松市上下水道局

目次

1. はじめに	1
2. 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール	1
3. 特定施設と特定事業場	1
4. 水質基準	1
4.1. 特定事業場排水基準（法第12条の2、条例第9条）	1
4.2. 除害施設設置基準（法第12条、法第12条の11、条例第9条の2、条例第9条の3）	1
5. 悪質下水を下水に排水する場合における法規制について	3
6. 届出の義務	4
6.1. 下水道法に基づく届出（特定施設に関する届出）	4
6.2. 下水道法に基づく届出（公共下水道使用開始届）	4
6.3. 小松市公共下水道条例に基づく届出（除害施設、排水設備に関する届出）	5
6.4. 届出の流れ	6
7. 除害施設等の維持管理	7
8. 水質の測定と報告の義務	7
8.1. 水質の測定義務（法第12条の12）	7
8.2. 報告義務（法第39条の2）	7
9. 立入検査・改善命令等	7
9.1. 立入検査（法第13条）	7
9.2. 改善命令等（法第37条の2、法第38条）	7
10. 水質事故時の措置	8
10.1. 通報・届出が必要となる「事故」とは？	8
10.2. 水質事故時の措置の対象となる物質と油類（下水道法施行令9条の8）	8
10.3. 水質事故発生時の対応	8
10.4. 日頃からの備え	9
10.5. 小松市上下水道局への通報と届出	9
11. （資料）特定施設一覧表	10

1. はじめに

下水道は、生活排水や工場・事業場排水などの汚水を終末処理場できれいな水にして、河川や海へ流す役割を果たしています。

しかし、工場・事業場排水に有害物質などが含まれていると、下水道施設を損傷したり、終末処理場の浄化能力を失わせ、河川や海などの環境を汚染することがあります。そこで、これを防ぐために、国や小松市では、下水道法や小松市公共下水道条例など関係法令に基づき、規制しています。

ここでは、これら関係法令の規制のあらましや届出などについて説明しています。これを参考に、適切な水質管理を行い、水質基準を遵守するようお願いします。

2. 工場・事業場の下水を下水道に流す場合のルール

下水道には、どんな水でも流せるというわけではありません。例えば、酸性の強い下水は、下水管のコンクリートを腐食させます。重金属やシアンなどの有害物及び酸・アルカリ類を含む下水は、終末処理場で下水を処理する微生物の働きを弱め、下水処理機能を低下させます。また、油脂類をはじめとする高濃度の有機物や浮遊物は、下水管を詰まらせたり、下水処理にかかる負担を大きくします。

このほか重金属類は処理場の処理機能を阻害したり、発生する汚泥に濃縮・蓄積されるため、これを埋立処分したり再利用することが困難になります。

このような種々の障害を防止し、下水道施設の働きをいつも正常に保持するため、下水道法及び小松市公共下水道条例では、下水道に流す水質の基準を定めています。

工場・事業場（以下「事業場等」といいます。）は、この水質基準を超える下水を流すことはできません。水質基準を超えるおそれのある下水は、汚水処理施設（除害施設）を設置するなど、何らかの対策をしてから下水道に流さなければなりません。

これらの事業場等のうち法律で定められている特定事業場と特定事業場以外の事業場等で除害施設を設置を必要とするものには、下水道法及び小松市公共下水道条例で届出が義務づけられています。

以上のほかに、自社の下水の水質を測定する義務や除害施設等の維持管理状況について報告しなければならないことになっています。

また、特定事業場から一定の有害物質または油類が排出され、下水道へ流入する事故が発生した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、その状況等を速やかに届け出なければならないことになっています。

3. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康及び生活環境に対し、被害を及ぼすおそれのある物質を含んだ汚水を排出する施設であって、水質汚濁防止法施行令（第1条別表第1）とダイオキシン類対策特別措置法施行令（第1条別表第2）で定められたものをいいます（特定施設一覧はP10～14）。この特定施設を設置している事業場等を特定事業場といいます。事業場等の種類によって、届出の種類、罰則などが異なります。

4. 水質基準

事業場等から公共下水道へ流すことができる下水の水質基準は、公共下水道の施設・機能を保全すること及び終末処理場からの放流水の水質基準を守ることを目的として下水道法及び小松市公共下水道条例により定められています。具体的な水質基準は次表のとおりであり、次のように規制されています。

4.1. 特定事業場排水基準（法第12条の2、条例第9条）

この基準は特定事業場に適用され、下水の水質が次表の太字で示す基準（以下「直罰基準」といいます。）を超えた場合は直ちに処罰されることがあります。（法第46条）

4.2. 除害施設設置基準（法第12条、法第12条の11、条例第9条の2、条例第9条の3）

継続して公共下水道を使用する事業場等の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設を設置などをしなければなりません。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督処分（法第38条第1項）の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます。（法第46条）

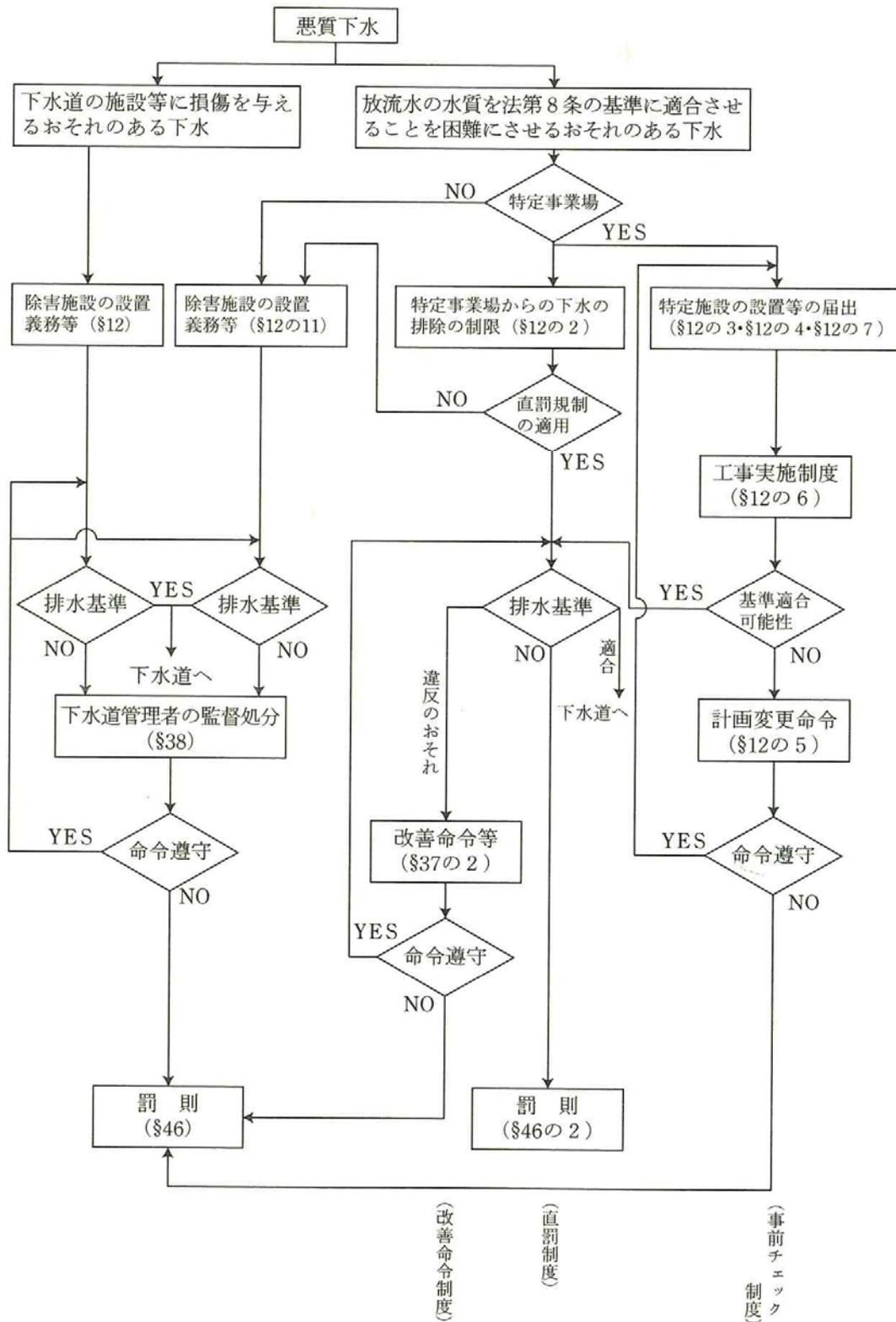
水 質 基 準

対象物質又は項目	対象者	特定事業場排水基準		除害施設設置基準			
		50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満		
下水道法令の基準	1	カドミウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	
	2	シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	
	3	有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	
	4	鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	
	5	六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	
	6	砒素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	
	10	トリクロロエチレン	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	
	11	テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	
	12	ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	
	13	四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	
	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	
	20	チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	
	21	シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	
22	チオベンカルブ	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下		
23	ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		
24	セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下		
25	ホウ素及びその化合物	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下		
26	フッ素及びその化合物	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下	8mg/L以下		
27	1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下		
28	フェノール類	5mg/L以下		5mg/L以下	5mg/L以下		
29	銅及びその化合物	3mg/L以下		3mg/L以下	3mg/L以下		
30	亜鉛及びその化合物	2mg/L以下		2mg/L以下	2mg/L以下		
31	鉄及びその化合物	10mg/L以下		10mg/L以下	10mg/L以下		
32	マンガン及びその化合物	10mg/L以下		10mg/L以下	10mg/L以下		
33	クロム及びその化合物	2mg/L以下		2mg/L以下	2mg/L以下		
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下		
条例の基準	35	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L未満	380mg/L未満	380mg/L未満	380mg/L未満	
	36	水素イオン濃度(PH)	5~9未満	5~9未満	5~9未満	5~9未満	
	37	生物化学的酸素要求量(BOD)	800mg/L未満	600mg/L未満	600mg/L未満	600mg/L未満	
	38	浮遊物質(SS)	800mg/L未満	600mg/L未満	600mg/L未満	600mg/L未満	
	39	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
			動植物油脂類含有量	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L以下
	40	窒素含有量					
	41	燐含有量					
	42	温度	45°C未満	45°C未満	45°C未満	45°C未満	
43	沃素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満		

※ 特定事業場排水基準(法第12条の2、条例第9条)
この基準は特定事業場に適用され、下水の水質が赤字で示す基準を超えた場合は直ちに処罰されることがあります。

※ 除害施設設置基準(法第12条、法第12条の11、条例第9条の2、条例第9条の3)
継続して公共下水道を使用する事業場等の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設の設置などを行わなければならない。基準を超えた場合、直ちに処罰されることはありませんが、監督処分の対象となり、その処分に従わなかったときには処罰されます。

5. 悪質下水を下水道に排水する場合における法規制について



6. 届出の義務

下水道法および小松市公共下水道条例で義務づけられている届出は以下のとおりです。届出書類は2部必要となります。

6.1. 下水道法に基づく届出（特定施設に関する届出）

届出を要する場合	届出書の種類	届出の内容	届出の期限
公共下水道を使用する者で、特定施設を新しく設置しようとする場合 (法第12条の3第1項)	特定施設設置届出書 (様式第6) (注1)旅館業の場合は欄外参照	(1)氏名または名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (2)事業場等の名称及び所在地	設置の60日前までに提出 (注2)
公共下水道を使用している者で、既設の施設が新たに特定施設に指定された場合 (法第12条の3第2項)	特定施設使用届出書 (様式第7)	(3)特定施設の種類 (4)特定施設の構造 (5)特定施設の使用の方法	特定施設になった日から30日以内
既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道を使用する場合 (法第12条の3第3項)	特定施設使用届出書 (様式第7)	(6)特定施設から排出される汚水の処理の方法 (7)下水の量及び水質、用水及び排水の系統	公共下水道を使用することになった日から30日以内
届出者が特定施設の構造等、届出内容の(4)～(7)を変更しようとする場合 (法第12条の4)	特定施設の構造等変更届出書 (様式第8)		設置の60日前までに提出 (注2)
届出者が氏名等、届出内容の(1)、(2)を変更した場合、または特定施設の使用を廃止した場合(法第12条の7)	氏名変更等届出書 (様式第10) 特定施設使用廃止届出書(様式第11)	変更の内容等	変更、もしくは廃止した日から30日以内
届出者の地位を承継した場合(法第12条の8第3項)	承継届出書 (様式第12)	継承の内容等	承継した日から30日以内

(注1) ただし、特定施設66-3 旅館業の用に供する施設（入浴施設のうち温泉法第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）は、下水の排除基準の規制が適用されません。[施行令第9条の2]

(注2) 実施期間の短縮措置があります。[法第12条の6第2項] (様式I)

6.2. 下水道法に基づく届出（公共下水道使用開始届）

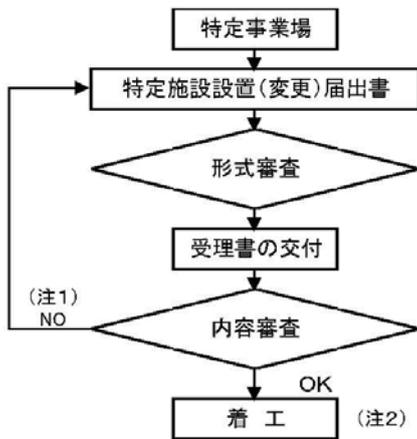
届出を要する場合	届出書の種類	届出の内容	届出の時期
排除する汚水の量が、最も多い日で50 m ³ 以上ある事業場等、または汚水の水質がP2の水質基準に1項目でも適合しないおそれがあり、除害施設を必要とする事業場等が公共下水道を使用する場合、及び届出内容を変更する場合 (法第11条の2第1項)	公共下水道使用開始(変更)届出書 (様式第4)	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2)排除場所・施設名称 (3)排出口の数 (4)排出汚水の水量及び水質 (5)開始(変更)年月日 (6)処理方法 (7)除害施設を設置する場合、その概要	あらかじめ
上欄の要件を満たさない特定事業場が公共下水道を使用する場合 (法第11条の2第2項)	公共下水道使用開始届出書 (様式第5)	(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2)排除場所 (3)排出口の数 (4)開始(変更)年月日	あらかじめ

6.3. 小松市公共下水道条例に基づく届出（除害施設、排水設備に関する届出）

届出を要する場合	届出書の種類	届出の内容	届出の時期
除害施設設置基準に適合させるため、除害施設を新設等する場合 (条例第6条)	除害施設（新設、増設、改築）計画確認申請書 (様式第4号)	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 事業場等の設置場所及び名称 (3) 工事内容、設備種類、排水区分、構造等 (4) 指定工事業者 (5) 添付書類としての平面図、構造図等等 (6) その他、除害施設の設置に必要な添付書類	あらかじめ
事業場等の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠等（以下「排水設備」という。）を新設等する場合 (条例第6条)	排水設備（新設、増設、改築）計画確認申請書 (様式第4号)	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 排水設備の設置場所及び名称 (3) 工事内容、設備種類、排水区分、構造等 (4) 指定工事業者 (5) 添付書類としての平面図、構造図等等	あらかじめ
排水設備又は除害施設の工事が完了した場合 (条例第8条)	排水設備等工事完了届 (様式第6号)	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 排水設備等の設置場所 (3) 工事の完了年月日 (4) 施工業者の住所及び氏名 ※除害施設の場合の別添資料 (5) 排出汚水の水量及び水質	工事の完了した日から5日以内
除害施設を必要としない事業場等（特定事業場を除く）が公共下水道を使用開始等する場合 (条例第11条)	公共下水道使用（開始・休止・廃止・再開）届 (様式第8号)	(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 (2) 設置場所 (3) 使用目的及び使用水の種類 (4) 開始等の年月日 (5) ポンプ使用の場合は、製作所名、型式、口径等	あらかじめ

6.4. 届出の流れ

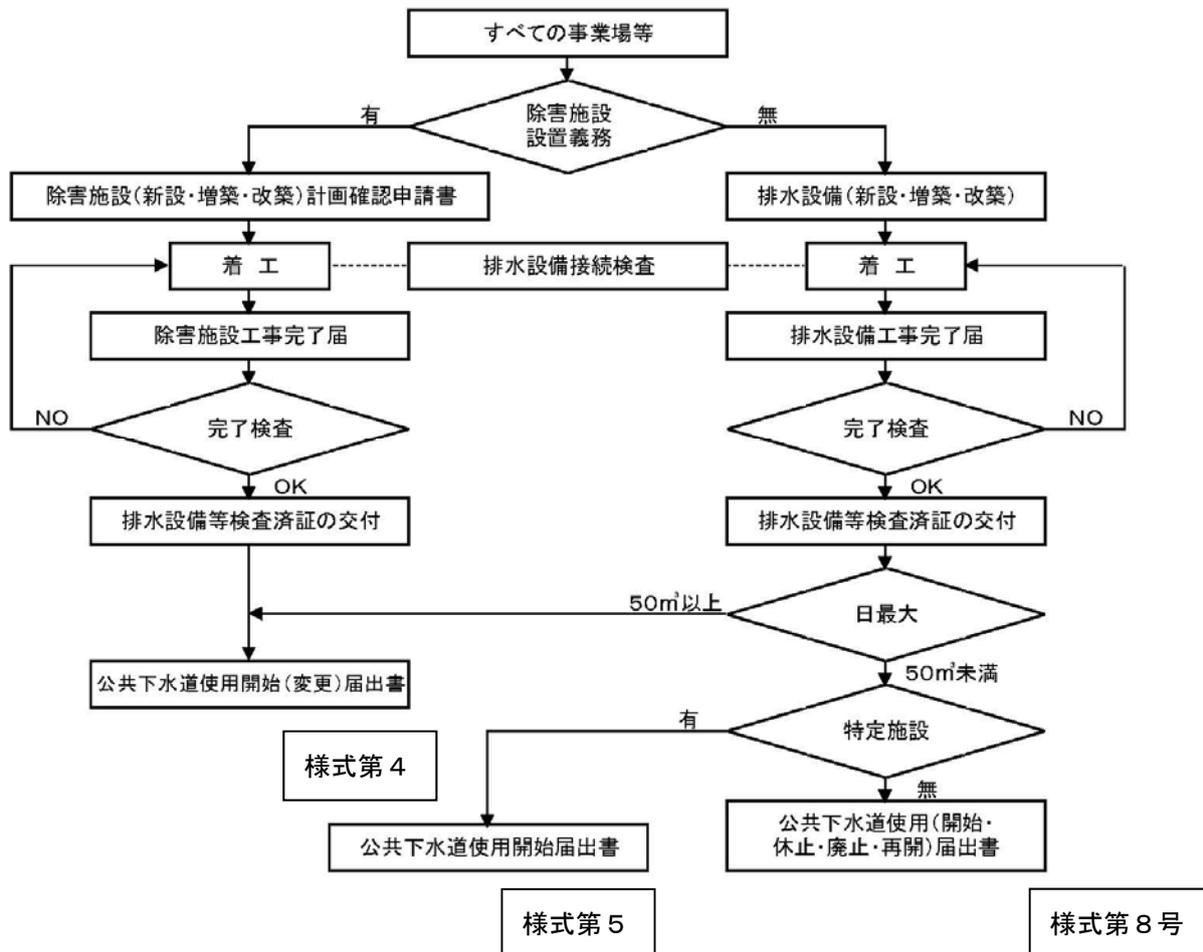
(1) 特定施設に関する届出（この届出に併せて（2）の届出も必要です。）



(注1) 届出内容が不適正なときは計画変更（廃止）命令を行うことがあります。

(注2) 届出内容を審査するために、届出書受理後60日間は着工できません。ただし、早期着工を願い出て、当局が認めた場合は、この限りではありません。

(2) 除害施設、排水設備に関する届出



7. 除害施設等の維持管理

除害施設等を設置しても、正しく運転されなくては効果は望めず、下水道施設、特に終末処理場に重大な被害を与える場合もあります。そのため、その運転管理には万全の注意を払う必要があります。除害施設等の運転管理にあたっては、次の事項を参考にして実施してください。

- (ア) 除害施設の運転管理体制を明確にしておく。
- (イ) 次のような項目に関し運転管理日報を作成する。
 - ・ 処理水量
 - ・ 原水、処理水の水質
 - ・ 水処理に使用した薬品の種類、使用量、在庫量
 - ・ 装置の稼働状況、清掃、注油、部品の交換等
 - ・ 発生した汚泥の量、処分の方法
 - ・ その他必要な事項
- (ウ) 水処理や装置に異常があったときは、原因の究明、適切な措置、その後の監視を十分に行う。

8. 水質の測定と報告の義務

8.1. 水質の測定義務（法第12条の12）

特定施設や除害施設を設置している事業場等は、次のような方法で水質を測定し、その結果を記録し、保存しておかなければなりません。

- (ア) 測定方法は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37.12.17厚生省建設省令第1号）に定められた測定方法で行ってください。
- (イ) 測定回数は、項目及び排水量毎に定められた回数を行ってください。測定項目や測定回数等の詳細についてはお問い合わせください。
- (ウ) 試料の採取は、排出口及び除害施設等の出口で行ってください。（下水道法施行規則第15条第4項）
- (エ) 測定結果は、5年間保存してください。（下水道法施行規則第15条第5項）

8.2. 報告義務（法第39条の2）

特定施設の設置者及び除害施設の設置者は、下水道を適正に管理するため必要な限度の報告を小松市から求められた場合、報告する義務があります。

この規定に違反して報告をしなかったり、虚偽の報告をした者には、罰則が適用されることがあります。（法第49条第5項）

9. 立入検査・改善命令等

9.1. 立入検査（法第13条）

小松市では、公共下水道の機能保全及び終末処理場からの放流水の水質を適正に保つために、随時、事業場等への立入検査を実施しています。その際、特定施設、除害施設、汚水の処理方法などについて調査を行い、必要に応じて、採水分析も実施します。

9.2. 改善命令等（法第37条の2、法第38条）

- (ア) 特定事業場排水基準が適用される事業場等については、立入検査時等に基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めた場合は、特定施設の構造、使用の方法などの改善や下水排除の停止等の命令を行うことがあります。
- (イ) 除害施設設置基準が適用される事業場等については、立入検査時等に基準に適合しない下水を排除するなど下水道法令に違反した場合には、それを是正するのに必要な措置をとるよう監督処分に基づく命令を行うことがあります。
- (ウ) (ア) (イ) いずれの場合も、これに従わない場合は、罰則が適用されます。
- (エ) (ア) (イ) 以外にも、口頭、文書で改善等の指導を行います。

10. 水質事故時の措置

10.1. 通報・届出が必要となる「事故」とは？

特定事業場は、流出事故発生時の対応が下水道法により義務づけられています。発生原因を問わず「特定事業場から有害物質又は油類（下表）を含む排水が公共下水道に流出した場合」は、小松市上下水道局へ通報と届出が必要になります。

（例火災や停電等による除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等）
 なお、特定事業場でない事業場についても、小松市上下水道局へ通報と届出をお願いします。

届出書の種類	届出の期限等
事故発生状況届出書 （様式イ）	電話による緊急連絡を行うとともに、速やかに事後状況・措置概要を届出
事故再発生防止措置計画書 （様式ロ）	事故発生状況届出書による届出をした後、速やかに提出
事故再発生防止措置完了届出書 （様式ハ）	措置完了後、速やかに提出

10.2. 水質事故時の措置の対象となる物質と油類（下水道法施行令9条の8）

- ・水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げるカドミウム等28物質
- ・ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定するダイオキシン類
- ・水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる原油等7種類の油

事故時の措置の対象となる物質			
水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類			
カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物	鉛及びその化合物
六価クロム化合物	砒素及びその化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン及びその化合物	ほう素及びその化合物
ふつ素及びその化合物	塩化ビニルモノマー	1,4-ジオキサン	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物
水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる7種類の油			
原油	重油	潤滑油	軽油
灯油	揮発油	動植物油	

10.3. 水質事故発生時の対応

水質事故が発生したら

- ・自らの身の安全を確保
- ・施設・作業の停止（停止することにより、被害が拡大する場合は除く）
- ・関係者・事故の影響が及ぶおそれがある人たちへの通報・連絡

また、下水道へ流入した場合、直ちに流入を防止する応急の措置を講じ、小松市上下水道局にその状況を通報するとともに、速やかに事故の状況等を「事故届出書」により届け出てください。

事故時の措置（下水道法12条の9，下水道法46条の2）

- ・特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が対象です。
- ・応急の措置と小松市長への届出が義務づけられています。
- ・応急の措置が講じられていない場合，小松市長は措置を講ずべきことを命令でき，命令に違反している場合，罰則が適用されます。

*応急の措置とは

引き続き有害物質又は油の流出を防止するため、破損したタンク、配管などの施設等への有害物質又は油の供給停止、また、流出を防ぐための土のうの積みあげ、吸着マットの設置による回収のことです。

10.4. 日頃からの備え

取り扱っている物質の性状の確認、連絡体制の整備、事故対応マニュアル等の作成、防災訓練の実施等、水質事故に対して備えておく必要があります。

10.5. 小松市上下水道局への通報と届出

受付時間	担当課	担当区域	TEL	FAX
平日の昼間 8：40～17：25	上下水道管理課	公共下水道の供用区域（公共下水道区域及び農業集落排水区域等）	0761-24-8093	0761-21-8114
夜間と休日	小松市役所庁舎 警備員室		0761-22-4111	-

11. (資料) 特定施設一覧表

○水質汚濁防止法施行令第2条第2項に規定する特定施設
(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設)

1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	11	ハ 圧搾施設
	イ 選鉱施設		ニ 真空濃縮施設
	ロ 選炭施設		ホ 水洗式脱臭施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 豚房施設(豚房の総面積が50m ² 未満の事業場に係るものを除く。)		イ 原料処理施設
	ロ 牛房施設(牛房の総面積が200m ² 未満の事業場に係るものを除く。)		ロ 洗浄施設
2	畜産食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	14	ハ 圧搾施設
	イ 原料処理施設		ニ 分離施設
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)		イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
3	水産食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	15	イ 原料処理施設
	イ 水産動物原料処理施設		ロ 洗浄施設
	ロ 洗浄施設		ハ 分離施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	16	ハ 湯煮施設
	イ 原料処理施設		ニ 洗だめ及びこれに類する施設
	ロ 洗浄施設		ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	18の2	イ 原料処理施設
	イ 原料処理施設		ロ 湯煮施設
	ロ 洗浄施設		ハ 洗浄施設
6	小麦粉製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設		イ 水洗式脱臭施設
	ロ 洗浄施設		ロ 洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 原料処理施設		イ まゆ湯煮施設
	ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)		ロ 副産物処理施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	20	ハ 原料浸せき施設
	イ 原料処理施設		ニ 精練機及び精練そう
	ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)		ホ シルクツト機
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	21	ヘ 漂白機及び漂白そう
	イ 原料処理施設		ト 染色施設
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)		チ 薬液浸透施設
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	21の2	リ のり抜き施設
	イ 原料処理施設		一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
	ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)		化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	21の3	イ 湿式紡糸施設
	イ 原料処理施設		ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
	ロ 洗浄施設		ハ 原料回収施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	21の4	イ 湿式パーカー
	イ 原料処理施設		
	ロ 洗浄施設		

21の4	ロ 接着機洗浄施設		
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 湿式パーカー		イ 原料処理施設
	ロ 薬液浸透施設		ロ 蒸留施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	31	ハ 遠心分離機
	イ 原料浸せき施設		ニ ろ過施設
	ロ 湿式パーカー		メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ハ 碎木機	32	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
	ニ 蒸解施設		ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
	ホ 蒸解廃液濃縮施設		ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
	ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設		有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ト 漂白施設		イ ろ過施設
	チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)		ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
	リ セロハン製膜施設		ハ 遠心分離機
又 湿式繊維板成型施設	ニ 廃ガス洗浄施設		
ル 廃ガス洗浄施設			
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 自動式フィルム現像洗浄施設		イ 縮合反応施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	33	ロ 水洗施設
	イ ろ過施設		ハ 遠心分離機
	ロ 分離施設		ニ 静置分離器
	ハ 水洗式破砕施設		ホ ^{フッ} 素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
	ニ 廃ガス洗浄施設		ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
	ホ 湿式集じん施設		ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
25	削除(平成27年11月11日、政令第378号)		チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	34	リ 廃ガス洗浄施設
	イ 洗浄施設		又 湿式集じん施設
	ロ ろ過施設		合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機		イ ろ過施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	35	ロ 脱水施設
	イ ろ過施設		ハ 水洗施設
	ロ 遠心分離機		ニ ラテツクス濃縮施設
	ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設	36	ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
	ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設		有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設		イ 蒸留施設
	ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設		ロ 分離施設
	ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設		ハ 廃ガス洗浄施設
	チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設		合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設		イ 廃酸分離施設
又 廃ガス洗浄施設	ロ 廃ガス洗浄施設		
ル 湿式集じん施設	ハ 湿式集じん施設		
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 湿式アセチレンガス発生施設		イ 洗浄施設
	ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設		ロ 分離施設
	ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設		ハ ろ過施設
	ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設		ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
	ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設		ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	37	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設		
	ロ 静置分離器		
	ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設		

37	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設	51	ロ 原油常圧蒸留施設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設		ハ 脱硫施設
	リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設	51の2	ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設		ホ 潤滑油洗浄施設
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設	51の3	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設	52	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設		皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器		イ 洗浄施設
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設		ロ 石灰づけ施設
	ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設	53	ハ タンニンづけ施設
タ 廃ガス洗浄施設	ニ クロム浴施設		
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	54	ホ 染色施設
	イ 原料精製施設		ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
38の2	ロ 塩析施設	54	イ 研摩洗浄施設
	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四—ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)		ロ 廃ガス洗浄施設
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	55	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	イ 脱酸施設	56	イ 抄造施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設	57	ロ 成型機
	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	57	ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
41	イ 洗浄施設	58	生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント
	ロ 抽出施設		有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	59	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
	イ 原料処理施設		葉薬原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
43	ロ 石灰づけ施設	60	イ 水洗式破砕施設
	ハ 洗浄施設		ロ 水洗式分別施設
44	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	61	ハ 酸処理施設
	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		ニ 脱水施設
45	イ 原料処理施設	62	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ロ 脱水施設		イ 水洗式破砕施設
46	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設	62	ロ 水洗式分別施設
	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
47	イ 水洗施設	63	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ロ ろ過施設		イ タール及びガス液分離施設
48	ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設	63	ロ ガス冷却洗浄施設
	ニ 廃ガス洗浄施設		ハ 圧延施設
49	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	63	ニ 焼入れ施設
	イ 動物原料処理施設		ホ 湿式集じん施設
50	ロ ろ過施設	63の2	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
	ハ 分離施設		イ 焼入れ施設
51	ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。)	63の3	ロ 電解式洗浄施設
	ホ 廃ガス洗浄施設		ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
51	火薬製造業の用に供する洗浄施設	64	ニ 水銀精製施設
	農薬製造業の用に供する混合施設		ホ 廃ガス洗浄施設
51	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	64	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの		石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
	イ 脱塩施設		ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
			イ タール及びガス液分離施設

64	口 ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)		自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800m ² 未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)	70の2	
	又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。)	71	自動式車両洗浄施設
	イ 沈でん施設	71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
ロ ろ過施設	イ 洗浄施設		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設		ロ 焼入れ施設
66	電気めつき施設		一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	71の3	
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの	71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの
	イ ちゆう房施設		イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの
	ロ 洗濯施設		ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
	ハ 入浴施設		
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)		
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360m ² 平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)		
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が420m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
		72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が一、500m ² 未満の事業場に係るものを除く。)	73	下水道終末処理施設
		74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設		
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の1第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの		
	イ ちゆう房施設		
	ロ 洗浄施設		
	ハ 入浴施設		
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設		
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。)		
	イ 卸売場		
	ロ 仲卸売場		
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000m ² 未満の事業場に係るものを除く。)		
	イ 卸売場		
	ロ 仲卸売場		
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)		

○ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設
 (ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第2に掲げる施設)

1	硫酸塩バルブ(クラフトバルブ)又は亜硫酸バルブ(サルファイトバルブ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設		
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設		
7	カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設		
10	2,3-ジクロロ-1,4-フトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの)に限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジンドロ[3, 2-b:3', 2'-m]トリフェノジオキサジン(別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設		
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設		
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設		
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設		

問い合わせ及び届出書提出先

923-8650

小松市小馬出町 91

小松市役所上下水道管理課（排水設備担当）

TEL 0761-24-8093

FAX 0761-24-8184